

新日本ホイール工業株式会社

環境活動レポート

対象期間：2014年4月～2015年3月



認証番号 0010236



作成年月日：2015年6月25日
新日本ホイール工業株式会社

I 事業概要

1. 事業所名及び代表者名

新日本ホイール工業株式会社

代表取締役社長 菅 泰（かん やすし）
（平成27年7月 大田義雄より交代）

2. 所在地

○本社・都田工場

〒431-2103 静岡県浜松市北区新都田四丁目1番2号

○引佐工場

〒431-2212 静岡県浜松市北区引佐町井伊谷2370番地

3. 環境管理責任者名及び連絡先

環境管理責任者 : 鈴木 学（取締役）
E21事務局 : 山本 浩司（管理部）
TEL : 053-428-4551 FAX : 053-428-4541

4. 事業の内容

- 農業機械・産業機械・四輪バギー用ブレーキ・クラッチの設計、開発および製造販売
- 二輪用アルミニウムホイールの塗装、加工、組立までの一貫製造（引佐工場のみ対象事業所外）

5. 事業規模

売上高 : 1,342百万円（都田工場のみ 2014年度「平成26年度」）

従業員 : 50人（都田工場のみ 役員・派遣社員等含む 2015年3月末現在）

床面積 : 4,088㎡（都田工場のみ）

事業年度 : 4月～3月

6. 対象範囲

登録事業者名 : 新日本ホイール工業株式会社

対象事業所 : 本社・都田工場

対象外 : 引佐工場 ※3年後の更新迄に拡大予定

Ⅱ 環境方針

基本理念

新日本ホイール工業(株)は、地球環境の保全が人類共通の重要課題と自覚し、環境に調和した事業活動に取り組みます。

基本方針

当社は、静岡県西部に位置し、二輪車用ホイール・ハブ並びに農業機械用ブレーキ・クラッチなどを設計・開発・製造し、その製品は納入先で完成商品となり、全世界に輸出されています。このような事業活動をふまえて地球環境の保全に必要な組織と仕組みを構築し、関係する各種法規制等の遵守はもとより、目的を定めて継続的な改善に努めます。なお、本方針は一般に入手可能と致します。

目的・目標：

グリーン調達・グリーン購入の推進
環境負荷物質の使用削減
省エネルギーの促進
省資源化の促進
廃棄物の削減

1. 環境保全に関する活動は技術的かつ経済的に可能な範囲で、関連する各部門において環境目的・目標を設定し、環境活動を推進します。
2. 関係する法規制およびその他要求事項を遵守し、環境汚染の防止に努めます。
3. 環境マネジメント(環境経営)システムおよび目的・目標は、変化する状況を反映して定期的に見直し、継続的改善を図ります。
4. 必要な教育訓練により、この方針の周知と環境保全意識の向上に努め、全社員参加の活動を展開します。

制定日：2001年 8月1日

改定日：2014年 1月1日

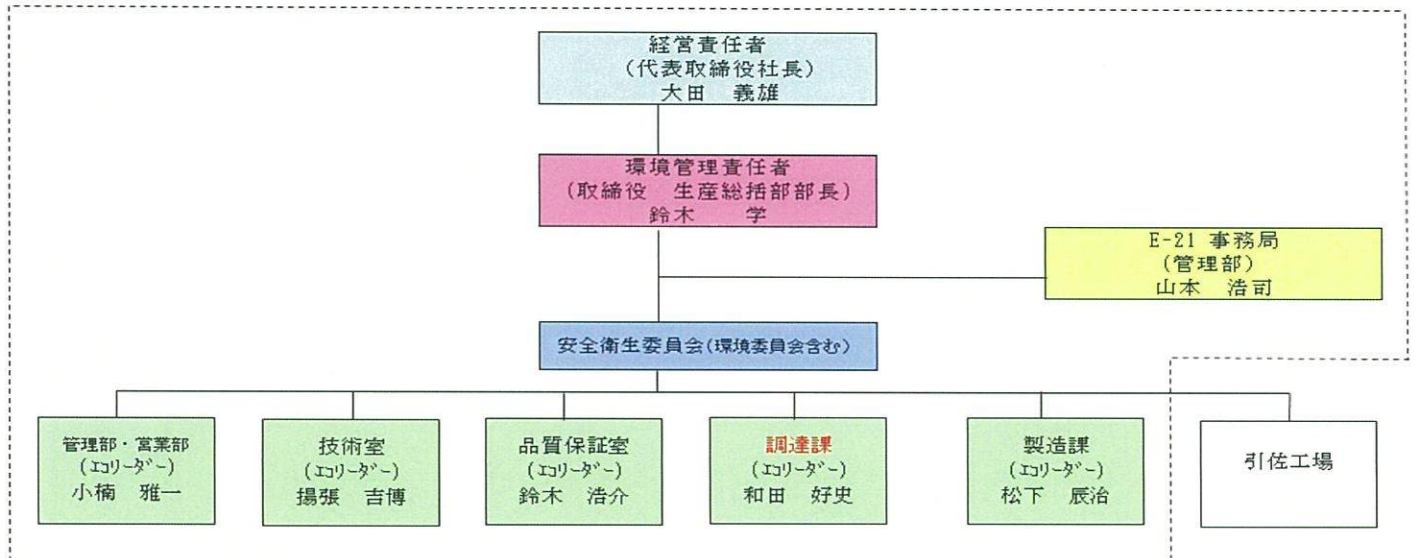
代表取締役社長 大田 義雄

Ⅲ 新日本ホイール工業株式会社 組織図

作成者： 管理部 山本
更新日： 2015年4月1日

新日本ホイール工業株式会社 環境経営システム組織図

対象範囲：一部(引佐工場対象外)



※2015年4月～ 管理資材課→調達課へ変更

※引佐工場は3年後の更新迄に拡大予定

環境経営システム 役割・責任・権限表

	役割・責任・権限
経営責任者（社長）	①環境経営全般に関する統括責任 ②環境方針の策定・見直し及び全従業員へ周知 ③環境管理責任者を任命 ④代表者による全体の評価と見直しを実施 ⑤環境活動レポートの承認
環境管理責任者	①環境経営システムの構築、実施、管理 ②環境関連法規等の取りまとめを承認 ③環境目標・環境活動計画書を確認 ④環境活動の取組結果を代表者へ報告 ⑤環境活動レポートの確認
E-21 事務局	①環境管理責任者の補佐、安全衛生委員会の事務局 ②環境活動の実績集計 ③環境関連法規等最新版管理 ④環境関連の外部コミュニケーションの窓口 ⑤環境活動レポートの作成、公開（2F事務所に備付けと地域事務局への送付）
安全衛生委員会 (環境委員会含む)	①環境活動計画の審議 ②環境活動実績の確認・評価
各部門 部門長 (エコーリーダー)	①自部門における環境経営システムの実施 ②自部門における環境方針の周知 ③自部門の従業員に対する教育訓練の実施 ④自部門に該当する環境負荷の自己チェック及び環境への取り組みの自己チェックの実施 ⑤自部門に関連する環境活動計画の実施及び達成状況の報告 ⑥特定された項目の手順書作成及び運用管理 ⑦自部門の特定された緊急事態への対応のための手順書作成 ⑧試行・訓練を実施、記録の作成 ⑨自部門の問題点の発見、是正、予防処置の実施
全従業員	①環境方針の理解と環境への取り組みの重要性を自覚 ②決められたことを守り、自主的・積極的に環境活動へ参加

Ⅳ 環境目標とその実績

新日本ホイル工業株式会社

- ・目標の設定に当たっては、エコアクション21導入開始の2013年度実績を基準とする
- ・排出量・使用量等の総量と、生産数当たりの比較から今年度より、総量と売上当たりの比較に切り替えた
- ・グリーン購入(材料や事務用品)目標については定性目標とする

- ・環境に配慮した製品づくりにおいては定性目標とする
- ・一般廃棄物は過去実績把握できないため運用期間で把握

1. 環境目標(中期)

項目	※売上高は都田工場のみ	単位	2013年度 基準年	2014年度	2015年度	2016年度
2013年度 売上金額(百万円)	1,622百万円					
環境に配慮した製品造り			製造においては環境に配慮する			
二酸化炭素排出量		kg-CO2	484,498	479,653	474,808	469,963
		売上(百万円)当たり	298.70	295.72	292.73	289.74
('2016年度までに3%削減)	電力	kWh	915,811	906,653	897,495	888,337
		売上(百万円)当たり	564.61	558.97	553.32	547.68
	ガソリン	L	1,519	1,504	1,489	1,474
	軽油	L	2,222	2,200	2,178	2,156
	都市ガス	Nm ³	355	351	348	344
廃棄物排出量	産業廃棄物	t	39.7	39.3	38.9	38.5
	kg	売上(百万円)当たり	24.470	24.225	23.980	23.736
('2016年度までに3%削減)	一般廃棄物	t	—	現状把握	2014年より1%減	2014年より2%減
水使用量		m ³	1,389.0	1,375.1	1,361.2	1,347.3
('2016年度までに3%削減)	cc	売上(百万円)当たり	856.34	847.78	839.22	830.65
グリーン購入		%	—	購入時はグリーン購入に配慮する		
(事務用品エコマーク品購入率を上げる)			55%	65%	66%	67%

購入電力二酸化炭素排出係数 中部電力(H24年(2012年)度): 0.518kg-CO₂/kWh

2. 運用期間実績

運用期間2014年4月～2015年3月の実績は以下の通り

評価○・・・目標達成 △達成率90%～100%未満 ×・・・達成率90%未満

二酸化炭素排出量・電力・産業廃棄物・水使用量は、総量と売上(千円)当たりで評価した

項目	※売上高は都田工場のみ	単位	2013年度	運用期間	2014年	評価
売上高2013年度	1,622百万円			運用期間		
売上高2014年度	1,342百万円		実績	目標	実績	
環境に配慮した製品造り				配慮	製法確認	検討中
二酸化炭素排出量		kg-CO2	484,498	479,653	448,149	○
		売上(百万円)当たり	298.70	295.72	333.95	×
電力	電力	kWh	915,811	906,653	845,198	○
		売上(百万円)当たり	564.61	558.97	629.82	×
	ガソリン	L	1,519	1504	1,773	×
	軽油	L	2,222	2200	2,085	○
	都市ガス	Nm ³	355	351	355	△
廃棄物排出量	産業廃棄物	t	36.7	36.3	32.9	○
	kg	売上(百万円)当たり	22.60	22.37	24.53	△
一般廃棄物	一般廃棄物	t	—	現状把握	16.21	現状把握
水使用量		m ³	1389.0		1106.0	○
	cc	売上(百万円)当たり	856.34	847.78	824.16	○
グリーン購入		%	—	配慮	55.1%	現状把握

<コメント>

2014年度は、都田工場と引佐工場の設備移動等あり、期の途中から売上高・生産数とも変動しています。二酸化炭素排出量、電力・廃棄物排出量等 総量では減少しましたが、売上当たりで比較すると増加してしまいました。

2015年度も設備の大幅変更等もありますので、評価方法の再検討が必要かもしれません。

ガソリンの使用量増になっているのは、経費削減の目的もあり大人数で遠方外出する時は車で行く機会が増えその社用車のみ前年度より購入量が大幅増となりました。

平成 26 年 度 改 善 活 動 計 画 書 (各部署より環境関係を一挙抜粋)

新日本ホイール工業株式会社

活動実施項目	推進者	担当者	スケジュール (---→ : 計画 → : 実施済み)															
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
◎目的・目標 ＜グリーン調達・グリーン購入の推進＞ ＜環境負荷物質の使用削減＞ 【管理部・営業部】 共用資材（消耗品・事務用品等）の購入手配に当たり環境に優しいものを使用していくよう配慮する。 (1月～3月55.1%→65%を目標とする)	小楠	山本但馬	事務用品等グリーン購入率 (4月～3月平均) 管理部・営業部 68.3% (4月～3月平均) 都田工場全体 55.1%															
得意先グリーン調達の指示に迅速に、対応し、環境の負荷を考慮して調達する。			鈴木浩	鈴木浩阿部	管理部・営業部 75.0% 都田工場全体 58.6%													
					管理部・営業部 63.6% 都田工場全体 58.6%													
					管理部・営業部 81.8% 都田工場全体 61.7%													
【管理・資材課】 取引先にアンケートを実施する アンケートの結果是正が必要な取引先には指導を実施する 一部の部品を抜粋し、構成を調べ使用禁止物質がない事を確認する 【品質保証室】 購入品の洗い出し 環境負荷物質購入品の把握 化学物質購入の監視 カラーチェック以外の液体、溶剤を購入する際は事前にSDSで確認する。	和田	和田	(株)FCCグリーン調達ガイドライン改定 依頼は無し 依頼は無し ・環境負荷物質確認 ・適合宣言書提出 依頼は無し															
			和田	和田	アンケート実施													
					和田	和田	1社訪問確認 問題無し											
							和田	和田	Deca-BDEの含有確認 結果・・・使用無し									
鈴木	内山主任	購入実績無し																
		鈴木	内山主任	購入実績無し														
				鈴木	内山主任	購入実績無し												

[illegible]

活動実施項目	推進者	担当者	スケジュール (---→ : 計画 → : 実施済み)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
【製造課 全体】 電力費削減 (アクション21推進) 蛍光灯・水銀灯消灯場所の適正化 (前年対比3%減)	係長	全従業員	--- --- *レイト後蛍光灯・水銀灯適正場所確認済 *作業終了後ライン作業者が水銀灯消灯とした											
【製造課 都田加工係】 特定機種工数削減 (パルプケーシング) (前年度対比10%減) 現状把握 (KPM外観検査インライン化) 対策実施 (レイト後大部屋実施) 現状把握 (F2...カボチピストン、ATV) 対策立案 対策実施 (レイト後大部屋実施) 効果の確認	二橋係長	二橋係長	*外観検査インライン化...現状は未実施 検査項目箇所を削減し実施中 (立上げ時... 変更後...) --- --- *大部屋化の推進 レイト後のライン統合によりカボチ社向けピストン大部屋化を実施 カボチ向けピストンサイクルタイム削減 従来3' 28" ⇒ 現在3' 20" 1日当たり1ヶ増 ライン能力上2H/日と計画⇒改善効果により1H/日で継続中 全体の残業時間が削減されている事も残業実績より確認可能											
品質向上 不良処置に係る工数削減 1) 現状把握 (作業員別日々の実績掲示) 2) 対策立案 (発生原因) 3) 対策実施 (個別に作業指示) 4) 効果の確認	二橋係長	二橋係長	廃却金額以外の修正工数を明確にグラフ化し全体の意識改革を行っています。 個別集計で定期的に係長指示指導中。 --- --- 随時 ---											
2) 仕損費削減 (生産1本当り前年対比10%減) 1) 現状把握 (昨年度実績調査) 2) 対策立案 (発生原因) 3) 対策実施 4) 効果の確認	二橋係長	竹田係員	H25年度 4.08 円/本当り * H26年実績対比 116% 4月迄 2.84 円/本 10月迄 10.86 円/本 5月迄 4.74 円/本 11月迄 10.72 円/本 6月迄 5.01 円/本 12月迄 9.88 円/本 7月迄 5.68 円/本 1月迄 9.63 円/本 8月迄 6.1 円/本 2月迄 9.52 円/本 9月迄 11.85 円/本 3月迄 9.6 円/本 上期 290.4% % 通期 235.30% 円/本 * 社長・取締役より指摘があった 段取不良/寸法不良削減目標とし 段取教育継続中 ナックル大量不良による											

活動実施項目	推進者	担当者	スケジュール (---→) : 計画 → : 実施済み)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
3) 大ロット品・大量不良発生防止 品質確認方法の見直し 1) 現状把握 2) 対策立案 3) 対策実施 4) 効果確認	二橋係長	鈴木・縣 ↑ ↑ ↑ ↑	4月0件 7月0件 10月0件	5月1件 8月0件 11月0件	6月1件 9月1件 12月0件	上期 3件 -----→	5月＊検査ルール未実施⇒作業者へルールの重要性含め指示指導済 6月＊検具の不備⇒検具修理と検具製作方法の見直し依頼済 9月＊チップの取付教育・外観目視確認工程追加済 日々発生する不具合の中から大量不良に繋がる恐れのある要因を抽出し、確認頻度を設けて管理しています。(ルール化) -----→ 確認の履歴を明確に残す為専用管理板を作成し実施中。							
決められたルールの継続実施 過去のワポントロスの再教育 (回/月実施)	二橋係長	鈴木・縣 ↑	-----→ ライン ナックル 日々発生する不具合の中から大量不良に繋がる恐れのある要因を抽出し 確認頻度を設けて管理実施中(ルール化した) ＊確認履歴を明確にする為に専用管理板を作成使用中											
5Sの徹底 力量診断結果フォロー(85点以上達成) 1) 現状把握(力量診断結果確認) 2) 対策立案 3) 対策実施(主任日々ライン確認実施) 4) 効果の確認(再力量診断結果確認)	二橋係長	鈴木・縣 ↑ ↑ ↑ ↑	▶-----→ -----→ -----→ -----→	力量診断 結果 7月度 95.1点 合格 -----→ -----→ -----→ -----→										-----→
【製造課 都田組立係】														
1. KHI60C梱包作業工数削減 前年対比20％減 1) 現状把握(梱包内容調査) 2) 対策立案(梱包方法見直し) 3) 対策実施(作業要領書作成含む) 4) 効果確認	久米係長	野末・村上 ↑ ↑ ↑ ↑	H25年度…計画対比128％ 改めて見直した梱包手順書を基に 作業者へ指導した結果 徐々に工数減で推移 -----→ -----→ -----→ -----→						H26年度実績 4月 118% 10月 84% 5月 100% 11月 81% 6月 116% 12月 83% 7月 102% 1月 74% 8月 124% 2月 80% 9月 92% 3月 79% 上期計 108.1% 80.5% 通期 85.7%					
2. 梱包資材の見直し 消耗品費前年対比10％減 1) 現状把握 2) 対策立案 3) 対策実施 4) 効果確認	久米係長	村上・野末 ↑ ↑ ↑ ↑	ラップ®に変わる梱包資材検討中 -----→ -----→ -----→ -----→ 未実施(改めて再検討します) 未実施 ⇒ ⇒ ⇒ ⇒											

平成26年度改善活動計画書(各部署より環境関係を一歩抜粋)

新日本ホイール工業株式会社

活動実施項目	推進者	担当者	スケジュール (----→ : 計画 → : 実施済み)																															
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																				
3. ATVライン工数削減 (1ヶ当たり10%減) 更なる省力化・省人化 1) 現状把握 (作業内容調査) 2) 対策立案 (作業方法見直し) 3) 対策実施 (作業要領書作成含む) 4) 効果確認	久米係長	野末・村上	H25年度計画対比122% H26年度実績 <table><tr><td>4月</td><td>98%</td></tr><tr><td>5月</td><td>104%</td></tr><tr><td>6月</td><td>106%</td></tr><tr><td>7月</td><td>103%</td></tr><tr><td>8月</td><td>103%</td></tr><tr><td>9月</td><td>109%</td></tr><tr><td>上期</td><td>103.3%</td></tr><tr><td>137%</td><td></td></tr><tr><td>下期</td><td></td></tr><tr><td>通期</td><td></td></tr></table> 結果的に工数削減出来ているが 作業者によりバラツキが非常に 大きい為、更に教育指導を行う												4月	98%	5月	104%	6月	106%	7月	103%	8月	103%	9月	109%	上期	103.3%	137%		下期		通期	
4月	98%																																	
5月	104%																																	
6月	106%																																	
7月	103%																																	
8月	103%																																	
9月	109%																																	
上期	103.3%																																	
137%																																		
下期																																		
通期																																		
【製造課 工機改善係】 都田KPMライン工数削減 (前年比10%減) 1) 現状把握 (治具の見直し) 2) 対策立案 3) 対策実施 4) 交換の確認 5) 現状把握 (ライン内改善) 6) 対策立案 7) 対策実施 8) 交換の確認	川合係長	大杉・中野	ピストン大部屋実施に対しては加工係への改善対応は実施出来た。 大部屋実施に伴い残業時間緩和が出来ている。																															
		中峯係員	従来…3' 28" 現在…3' 20" 加工計画表に準ずる																															
都田・引佐組立係圧入不良対策 1) 現状把握 (治具の見直し) 2) 対策立案 3) 対策実施 4) 交換の確認 5) 現状把握 (ライン内改善) 6) 対策立案 7) 対策実施 8) 交換の確認		大杉・中野	*組立毎月実施中の治具メンテナンスを基に修理・ 製作依頼時迅速対応済																															
		中峯係員	*別紙添付資料にて実施中																															

V 環境活動計画の取組結果とその評価(総評)

新日本ホイール工業株式会社

◇各部門の改善活動計画書より主なものを抜粋

評価：○実施 △再検討 ×未実施

①グリーン調達・グリーン購入の推進（環境に配慮した物品の推進）

②環境負荷物質の使用量削減

NO.	活動計画の内容	部署	評価	次年度の取組
1	事務用品のグリーン購入把握	管理部 管理・資材課	○	継続実施
2	得意先グリーン調達の指示に迅速に対応し、環境の負荷を考慮して調達する	営業部 管理・資材課	○	継続実施
3	化学物質購入の監視 ※溶剤等購入時、事前に環境負荷物質の有無を確認	品質保証室 製造課	○	継続実施
4	取引先へ使用禁止物質の使用をしないように周知させる	管理・資材課	○	継続実施
5	一部の部品を抜粋し、構成を調べ禁止物質の使用がない事を確認する→問題無し	管理・資材課	○	継続実施

〔総評〕 事務用品のグリーン購入の把握を行いました。今後も継続し、価格・品質等検討しグリーン製品へ切り替えをしていきます。（本体はグリーン購入に適合していますが、補充用は適合していないケース・マックス株式会社の表示作成機の専用シートを多用していますが、グリーン購入適合していない為グリーン購入率が下がる傾向がありました。）

今後も取引先からのグリーン調達調査には、迅速に対応していきます。

都田工場では、対象となる化学物質は使用していませんが、今後も新規購入品を中心に調査を継続していきます。

③省エネルギーの促進、④省資源化の促進、⑤廃棄物の削減

NO.	活動計画の内容	部署	評価	次年度の取組
1	電気使用量の削減 ・ 不用時の消灯 ・ 昼休みの消灯 ・ 空調温度の適正化…室内の温度計を見て調整する ・ 自販機 カップ→缶ペットボトルタイプへ（1台）、1台入替	全部門 全部門 事務所部門 管理部	△	継続実施 評価方法 再検討
2	5Sの推進と徹底…役員の5S監査指摘事項改善中 業務内容の効率化…業務進捗確認と対応の徹底	製造課 技術室	○	継続実施
3	仕損費の削減・品質向上	製造課 技術室	△	継続実施 達成・未達有
4	工数削減	製造課 技術室	△	継続実施 達成・未達有
5	部品のリユース ↓研究材料費削減の為実施	技術室	○	継続実施
6	梱包資材の見直し ↓組立…ラップに替わる梱包資材検討	製造課	×	是正措置発行 H27実施予定
7	一般廃棄物量の計測 ↓2014.1月より実施 今後排出量を少なくする対策検討	管理部	○	継続実施

〔総評〕 電気・ガス・水道の使用量削減は、長年継続して実施しています。さらなる維持・削減を目指して各部門提案・調査し、実施できることを推進していきます。

仕損費の削減、工数削減、業務の効率化等を図ることによる環境への負担減を目指し、各部門対策中です。

製造課 都田組立係で、梱包資材の見直しを活動実施項目に入れましたが未実施でした。

平成27年度では、計画通りに実施できるように取り組んで参ります。

平成27年度改善活動計画書(各部署より環境関係を抜粋)

新日本ホイール工業株式会社

活動実施項目	推進者	担当者	スケジュール（ ---▶ : 計画 —▶ : 実施済み）											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
◎目的・目標 ＜グリーン調達・グリーン購入の推進＞ ＜環境負荷物質の使用削減＞ 【管理部・営業部】 共用資材（消耗品・事務用品等）の 購入手配に当たり環境に優しいもの を使用していくよう配慮する。 （H26年度実績68.3％→70％を目標） 得意先グリーン調達の指示に迅速に、 対応し、環境の負荷を考慮して 調達する。 【調達課】 グリーン調達の推進 ①一部の部品を抜粋し、材料構成を を確認し、使用禁止物質が使用されて いない事を確認する	小楠	山本 但馬	事務用品等グリーン購入率					（4月～3月平均） （4月～3月平均）		管理部・営業部 都田工場全体		％ ％		
	鈴木浩	沖田 伊藤												
	和田	和田												
◎目的・目標 ＜省エネルギーの促進＞　＜省資源化の促進＞ ＜廃棄物の削減＞ 【管理部・営業部】 コピー費用削減 プリンター・トナー設定変更	小楠	山本 坂田 但馬	使用量調査											
			設定変更											
電気・ガス・水道の使用量削減について 前年比3％削減を目標に 提案・調査し、部署内で実施できる ことを検討する。	小楠	山本	使用量調査											
			カップ 自販機 撤去											

新日本ホイール工業株式会社

活動実施項目	推進者	担当者	スケジュール（ ---▶ : 計画 ▶ : 実施済み）															
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
一般廃棄物の量を継続計測し、前年比3 %削減を検討する。	山本	山本	排出量調査															
【調達課】																		
残業工数の低減（前年比10 %減） ①定期発注の簡素化の検討	和田	柘植							▶									
②定期発注の手入力から 自動化への検討	和田	柘植							▶									
電力使用量3 %減 ①昼休み消灯	和田	戸田	▶															
②L E D照明の検討	和田	戸田								▶								
【品質保証室】																		
検査室の5S徹底	鈴木係長	内山主任 三宅員	▶															
業務管理の徹底（無駄な残業の廃止）	鈴木浩	鈴木係長	▶		▶													
			たたき台作成 調整 運用															
【技術室】																		
ナックル工数削減 加工、組立工程確認 対策立案 実施 フォロー	揚張 ↑ ↑ ↑	岩谷 ↑ ↑ ↑									▶		▶		▶		▶	

平成 27 年度 改善 活動 計画 書 (各部署より環境関係を抜粋)

新日本ホイール工業株式会社

活動実施項目	推進者	担当者	スケジュール (---▶ : 計画 —▶ : 実施済み)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
バルブケーシング工数削減														
加工工程確認	揚張	伊藤						---	---					
対策立案	↑	↑							---	---				
実施	↑	↑									---			
フォロー	↑	↑										---		
前年度問題部品工数削減														
問題部品の抽出	大野	岩谷	---	---										
対策立案	↑	↑		---	---									
実施	↑	↑			---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
フォロー	↑	↑				---	---	---	---	---	---	---	---	---
新製法・自動化による工数低減														
対象品目の抽出	揚張	伊藤	---	---										
工程設計、構想打合せ	↑	↑		---	---									
実施	↑	↑							---					
フォロー	↑	↑								---				
①労務管理の徹底 (計画事前確認による平準化)	揚張	大野	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
②部品のリユース (研究材料費削減)	大野	阿部、寺田	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
【製造課 生産管理係】														
工数削減	二橋係長													
1) 生産計画の作成 (加工係・組立係) による コントロール化														
①現状把握		本藤係員		---										
②対策立案		↑			---									
③対策の実施		↑				---								
④効果の確認		↑					---							
2) ロットまとめによる効率化UP	二橋係長													
①現状把握		二橋・本藤		---										
②対策立案		↑			---									
③対策の実施		↑				---								
④効果の確認		二橋係長					---							

平成 27 年度 改善 活動 計画 書 (各部署より環境関係を抜粋)

新日本ホイール工業株式会社

[illegible]

平成 27 年 度 改 善 活 動 計 画 書 (各部署より環境関係を抜粋)

新日本ホイール工業株式会社

活動実施項目	推進者	担当者	スケジュール (---▶ : 計画 ▶ : 実施済み)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
*セットミス ボカシ治具の推進 ①現状把握 ②対策立案 ③対策の実施 ④効果の確認	中村係長	両主任 ↑ ↑ ↑		---	---	---								
						---	---							
							---	---						
								---	---	---	---	---	---	---
*傷ダコン 治具改善による傷ダコン撲滅 42034-0744ハタキ・傷撲滅 ①現状把握 ②対策立案 ③対策の実施 ④効果の確認	中村係長	両主任 ↑ ↑ ↑	---	---										
					---	---								
						---	---							
							---	---	---	---	---	---	---	---
パルプケージング 外観検査工数削減 今期の検査工数ピックアップし工数10%減 過去の検査結果を参考に 検査内容の見直し ①現状把握(過去の結果) ②検査の見直し検討 ③実施 ④効果の確認	中村係長	永坂係員 ↑ ↑ ↑	---	---										
					---	---								
						---	---							
							---	---	---	---				
パルプケージング 大部屋化実施 前年対比5%減 F1ライン(農機部品洗浄作業) 大部屋実施 ①現状把握 ②アイテムの選定 ③実施 ④効果の確認	中村係長	河合主任 ↑ ↑ ↑		---	---									
						---	---							
							---	---						
								---	---					

新日本ホイール工業株式会社

[illegible]

Ⅶ 環境法規制の取りまとめ その1

新日本ホイール工業株式会社 都田工場

チェック者: 管理部 山本

確認日2015年4月 1日

法規制等の名称	該当する条項等	適用される要求事項	該当する設備・項目	担当部署 責任者	改定 チェック	順守 判定
環境基本法	第8条、静岡県環境基本条例第6条、浜松市環境基本条例第6条	事業者の責務(公害を防止し、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる)	事業活動全般	管理部 山本	○	○
地球温暖化対策の推進に関する法律 (地球温暖化対策推進法)	第5条	事業者の責務(国・地方公共団体が実施する施策に協力する)	事業活動全般	管理部 山本	○	○
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)平成27年4月1日施行	第16条	第一種特定製品の損傷等防止する為、維持保全・簡易点検・定期点検を実施	業務用エアコン 冷水機等	管理部 山本	○	○
	第41条、74条	引渡義務(業務用エアコン等を廃棄を行う場合は、第一種フロン類回収業者に引き渡す)必要な費用を負担	業務用エアコン 冷水機等	管理部 山本	○	—
	第45条	フロン類の回収が終了したら、引取証明書の交付を確認し、回収依頼書又は委託確認書の写しを3年間保存する必要	業務用エアコン 冷水機等	管理部 山本	○	—
エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)	第7条、施行令第2条	特定事業者の指定(事業者単位で1年度間のエネルギー使用量(原油換算量)が合計して1,500kℓ以上であれば国に届け出する)	事業活動全般 (事業者単位で計算)	管理部 山本	○	対象外
環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律	第10条	職場における環境保全の意欲の増進及び環境教育を行うよう努める	事業活動全般	管理部 山本	○	○
工場立地法	第6条、施行令第1条、2条	製造業等で、敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上であるもの「特定工場」を新設する場合は市長へ届け出なければならない	工場新設時	管理部 山本	○	H2 ○
テクノリス・都田工場地区都市景観形成地区基準浜松市告示第276号	第6条5、テクノリス・都田工場地区都市景観形成地区基準浜松市告示第276号	5 緑化の推進に関する事項(緑地境界線(のり面除く)から3m以上の幅の緑地帯を設ける 緑地面積の敷地面積に対する割合は、100分の25以上とする	都田工場	管理部 山本	○	○
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(公害防止組織整備法)	第3条、施行令第6条	常時使用する従業員が21人以上の特定工場は公害防止統括者を選任する	21人以上の 為該当	管理部 山本	○	○
静岡県生活環境の保全等に関する条例	第3条	事業者等の責務(環境への負荷の継続的な低減に努めなければならない)	事業活動全般	管理部 山本	○	○
	第27条、57条、第84条	届出者の住所、氏名(名称、代表者)及び工場・事業場の名称等変更した場合は、変更のあった日から30日以内に浜松市長へ届け出なければならない	事業活動全般	管理部 山本	○	○
自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車NOx・PM法)	第4条	事業者の責務(自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のために必要な措置を講ずるよう努め、国等の大気汚染の防止に関する施策に協力しなければならない)	社用車3台	管理部 山本 調達課 和田	○	○

Ⅶ 環境法規制の取りまとめ その2

新日本ホイル工業株式会社 都田工場

チェック者: 管理部 山本

確認日2015年4月 1日

法規制等の名称	該当する条項等	適用される要求事項	該当する設備・項目	担当部署 責任者	改定 チェック	順守 判定
大気汚染防止法	第18条、第25条、31条 (政令市への委譲)	一般粉じん発生施設を設置しようとする者は浜松市へ届け出る	乾式研磨機 1台	生産総括部 松下	○	○
静岡県生活環境の保全等に関する条例	第25条、施行規則別表第3 9	金属製品又は木製品の製造の用に供する乾式研磨機で、原動機の定格出力が3.75kW以上である場合は該当する		生産総括部 松下	○	○
浜松市との公害防止協定に基づく細目協定書	第2条	粉じんを発生する施設を設置するに当たっては、飛散防止のための適正な措置を講ずる		生産総括部 松下	○	○
悪臭防止法	第7条	基準内に事業所を設置している者は、規制基準を順守しなければならない	特定悪臭物質は使用無し(都田工場)	生産総括部 松下	○	○
悪臭防止法に基づく浜松市告示第465号	2 規制基準	工業専用地域で第1地域の区域から50m超える地域(第4地域)臭気指数17		生産総括部 松下	○	○
騒音規制法	第5条、静岡県生活環境の保全等に関する条例第52条	指定地域内に特定工場等を設置している者は、規制基準を順守しなければならない	届出数 液圧プレス8 機械プレス1 旋盤30 ボール盤32 切断機1 研磨機2 コンプレッサ-2 集塵機2	生産総括部 松下	○	○
	第6条、静岡県生活環境の保全等に関する条例第53条、施行規則別表第8	特定施設の設置の工事の開始の日の30日前迄に浜松市に届け出なければならない 1. 金属加工機械(4) 液圧プレス(5) 機械プレス(呼び加圧能力が49KN以上)(11) 旋盤(12) ボール盤(15) 切断機(16) 研磨機が該当 2. 空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が3.75kW以上のもの)が該当 13. 集じん施設が該当		生産総括部 松下	○	※レイアウト変更後再提出
静岡県生活環境の保全等に関する条例	第55条	数等の変更届 以前に届出をした特定施設について、種類ごとの数が倍を超える場合、騒音の防止方法を変更する場合は、変更のあった日から30日以内に浜松市長へ届け出る		生産総括部 松下	○	※レイアウト変更後再提出
浜松市との公害防止協定に基づく細目協定書	浜松市告示第334号、第5条	事業所敷地境界線における騒音レベルは、次の基準値以下とする 昼 65デシベル以下 朝・夕 60デシベル以下 夜 55デシベル以下		生産総括部 松下	○	○
振動規制法	第5条、静岡県生活環境の保全等に関する条例第79条	指定地域内に特定工場等を設置している者は、規制基準を順守しなければならない	届出数 液圧プレス8 コンプレッサ-2	生産総括部 松下	○	○
	第6条、静岡県生活環境の保全等に関する条例第80条、施行規則別表第14	特定施設の設置の工事の開始の日の30日前迄に浜松市に届け出なければならない 1. 金属加工機械(1) 液圧プレス(2) 機械プレス 2. 圧縮機(原動機の定格出力が7.5KW以上のもの)が該当		生産総括部 松下	○	※レイアウト変更後再提出

Ⅶ 環境法規制の取りまとめ その3

新日本ホイル工業株式会社 都田工場

チェック者: 管理部 山本

確認日 2015年4月 1日

法規制等の名称	該当する条項等	適用される要求事項	該当する設備・項目	担当部署 責任者	改定 チェック	順守 判定
静岡県生活環境の保全等に関する条例	第82条	数等の変更届 以前に届出をした特定施設について、種類ごとの数が倍を超える場合、騒音の防止方法を変更する場合は、変更のあった日から30日以内に浜松市長へ届け出る	届出数	生産総括部 松下	○	※レイアウト変更後再提出
浜松市との公害防止協定に基づく細目協定書	浜松市告示第355号、第5条	事業所敷地境界線における振動レベルは、次の基準値以下とする 昼間 65デシベル以下 夜間 60デシベル以下	液圧プレスコンプレッサ-2	生産総括部 松下	○	○
水質汚濁防止法	第14条の二3、第28条 (政令市への委譲)	貯油事業場等の設置者は、事故で油を含む水が公共用水域に排出された場合は、応急の措置を講ずるとともに、速やかに事故の状況及び講じた措置の概要を浜松市に届け出なければならない	少量危険物取扱所・工場内	生産総括部 松下	○	○
	第14条の4	事業者の責務(汚水又は廃液による公共用水域又は地下水の水質の汚濁の防止のために必要な措置を講ずるようにしなければならない)	少量危険物取扱所・工場内	生産総括部 松下	○	○
下水道法	第12条、浜松市上下水道条例第11条の2	下水による障害を除去するために必要な施設を設け、必要な措置をしなければならない旨を定めることができる	油水分離槽	生産総括部 松下	○	○
	第12条二1、施行令第1条 別表第一	特定事業場からの水質が、公共下水道への排出口において政令で定める基準に適合しない下水を排除してはならない	特定施設に該当しない	生産総括部 松下	○	○
浜松市上下水道条例	第11条の5	除害施設の設置者は、下水の水質を測定し、結果を記録しておかなければならない	油水分離槽	生産総括部 松下	○	実施予定
浜松市川や湖を守る条例、施行規則	第6条	事業者は、水環境等の保全を図るために必要な措置を講じるとともに、市の施策に協力しなければならない	事業活動全般	生産総括部 松下	○	○
	第18条、19条、施行規則第4条	事業場排水の測定(対象外)、排水による著しい汚濁が生じている場合、処理の方法の改善他必要な措置を講じる	事業活動全般	生産総括部 松下	○	○
浜松市音・かおり・光環境創造条例(浜松市条例第31号)	第4条	事業者は、感覚公害の発生状況の把握及び近隣の住民との良好な関係の構築に努めるとともに、必要に応じて措置を講じなければならない	事業活動全般	生産総括部 松下	○	○
	第8条2、9条2	事業者は、自らの事業活動に伴って発生する騒音・悪臭により近隣の生活環境を損なってはならない	事業活動全般	生産総括部 松下	○	○
	第12条	営業時間外に、照明器具等を使用する場合には、支障のない範囲において、照明器具の減灯又は消灯に努めなければならない	屋外灯	管理部 山本	○	○

VII 環境法規制の取りまとめ その4

新日本ホイール工業株式会社 都田工場

チェック者: 管理部 山本

確認日2015年4月 1日

法規制等の名称	該当する条項等	適用される要求事項	該当する設備・項目	担当部署 責任者	改定 チェック	順守 判定
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 (PRTR法)	第5条、施行令4条	第1種指定化学物質の年間取扱量が1t以上(特定第一種指定化学物質は年間取扱量0.5t以上) 排出量・移動量の届け出が必要	都田工場 該当しない	技術室 揚張	○	対象外
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 (PCB処理法)	第3条	事業者の責務(自らの責任において確実かつ適正に処理しなければならない)	都田工場 該当しない	管理部 山本	○	対象外
	第8条、第19条(政令市への委譲)	事業者は、毎年度、環境省令で定めるところにより保管及び処分の状況に関し浜松市に届け出なければならない		管理部 山本	○	対象外
安全衛生法	第55条、施行令第16条	石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製品の製造、輸入、譲渡、提供、または使用してはならない	クラッチ又はブレーキの石綿を含有する研磨材	生産総括部 松下	○	○
消防法	第8条、施行令第1条2、令別表第1	防火管理者の選任、消防計画の作成、訓練の実施、点検及び整備を行わなければならない	都田工場 甲種防火対象物	管理部 山本	○	○
	第9条の4第1項	指定数量未満の危険物及び指定可燃物を貯蔵し、取り扱う場所の位置、構造等は、市町村条例で定める	少量危険物取扱所	技術室 揚張	○	○
浜松市火災予防条例	第30条	(1) みだりに火気を使用しない (2) 整理・清掃、不要な物件を置かない (3) 危険物が漏れ、あふれ飛散しないように措置を講ずる (4) 容器は危険物の性質に適応し、破損、腐食、裂け目等がないものであること (5) 容器をみだりに転倒させ、落下させ、衝撃を与え、又は引きずる等粗暴な行為を行わない (6) 地震等により、容易に容器が転落・転倒し、他の落下物により損傷を受けないように必要な措置を講ずる	少量危険物取扱所	技術室 揚張	○	○
	第31条の2第2項(1)	危険物の類、品名及び最大数量を表示した標識並びに防火に関し必要な事項を表示した掲示板を見やすい箇所に表示する	少量危険物取扱所	技術室 揚張	○	○
	第31条の3第2項	(1) 壁、柱、床及び天井は、不燃材料で造られること (2) 窓・出入口は防火戸を設ける (3) 液状の危険物を貯蔵する床は、浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、ためますを設ける	少量危険物取扱所	技術室 揚張	○	○

VII 環境法規制の取りまとめ その5

新日本ホイール工業株式会社 都田工場

Ⅶ 環境法規制の取りまとめ その6

新日本ホイル工業株式会社 都田工場

チェック者: 管理部 山本

確認日2015年4月 1日

法規制等の名称	該当する条項等	適用される要求事項	該当する設備・項目	担当部署 責任者	改定 チェック	順守 判定
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(改正廃棄物処理法)	第12条の3第1項2項6項、施行規則第8条20	産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付しなければならない A. 管理票の写し・委託契約書は5年間保管 B. 特別管理産業廃棄物は60日、通常の産業廃棄物は90日以内に運搬あるいは処分業者から管理票の写しを入手 C. 180日以内に中間処分業者から最終処分終了の管理票の写しを入手 D. B及びCにて入手出来ない場合は30日以内に浜松市長に報告書を提出	産業廃棄物 (金属類・廃プラスチック・廃油・木屑・廃珪石他)	調達課 和田	○	○
	第12条の3第4項、施行規則第8条27	産業廃棄物を排出する事業者は、事業所ごとに、その年の6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間に於いて交付した産業廃棄物管理票の交付等の状況に関し、報告書を作成し、浜松市長に提出する	産業廃棄物 (金属類・廃プラスチック・廃油・木屑・廃珪石他)	管理部 山本	○	○
	第16条、16条2	不法投棄の禁止、焼却の禁止	一般廃棄物・産業廃棄物	管理部 山本	○	○
浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例	第4条	事業者の責務(従業員に対し産業廃棄物の適正な処理に関する教育を行うよう努めなければならない)	事業活動全般	管理部 山本	○	○
	第8条	直前5年間の産業廃棄物の平均発生量年間10t以上(特管0.5t以上)の事業場は産業廃棄物管理責任者を置く、変更は30日以内に市長へ報告する	産業廃棄物 (金属類・廃プラスチック・廃油・木屑・廃珪石他)	管理部 山本	○	○
	第10条	産業廃棄物を運搬・委託しようとするときは、契約締結直前の3ヵ月以内に実施し、毎年1回以上実地確認する ※委託先が優良認定事業者であるときには、実地確認は免除	産業廃棄物 (金属類・廃プラスチック・廃油・木屑・廃珪石他)	管理部 山本	○	○
	第11条	不適正な処理が行われ、行われるおそれがあることを知ったときは、必要な措置を講じるとともに不適正な処理の状況及び講じた措置の概要を市長に報告する	産業廃棄物 (金属類・廃プラスチック・廃油・木屑・廃珪石他)	管理部 山本	○	○
愛知県廃棄物の適正な処理の促進に関する条例	第8条第1項、施行規則第4条	県外産業廃棄物を処分するため、愛知県内に搬入しようとする事業所は、種類、数量等豊橋市長に最初の搬入をしようとする30日前迄に届け出る	産業廃棄物(フレーキニング粉)	管理部 山本	○	○
愛知県廃棄物の適正な処理の促進に関する条例	第8条第1項、施行規則第8条	条例第8条第1項の規定による届出をした者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間の県外産業廃棄物の搬入の状況を豊橋市長に報告しなければならない	産業廃棄物(フレーキニング粉)	管理部 山本	○	○

VII 環境法規制の取りまとめ その7

新日本ホイール工業株式会社 都田工場

チェック者: 管理部 山本

確認日 2015年4月 1日

法規制等の名称	該当する条項等	適用される要求事項	該当する設備・項目	担当部署 責任者	改定 チェック	順守 判定
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)	第6条の2第6項、施行令第1条	特定家庭用機器(テレビ・家庭用冷蔵庫・洗濯機等)をなるべく長期間使用し、廃却時は、適正廃棄(料金支払)する	テレビ2台 冷蔵庫2台 洗濯機2台 乾燥機1台	管理部 山本 生産総括部 松下	○	—
使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)	第5条	自動車をなるべく長期間使用し、購入に当たって再資源化等の実施に配慮して製造された自動車を選択するように努める	社用車4台	管理部 山本 調達課 和田	○	○
	第73条	使用済自動車のリサイクルに要する費用を負担しなければならない	社用車4台	管理部 山本 調達課 和田	○	—
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン調達法)	第5条	物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合には、できる限り環境物品を選択するよう努めるとする	文房具・資材等	管理部 山本 調達課 和田	○	○

Ⅷ 代表者による全体の評価と見直し

社 長	環境管理責任者	E-21 事務局
 15.6.24	 鈴 15.6.24 木	 山 15.6.24 本

作成 2015 年 6 月 24 日

1・見直し 関連情報	項 目		確認 : (必要に応じて評価・コメント記載)
	1	エコアクション21文書	☒ グラフ等使用し、実績等見やすい書類へ随時変更していきます。
	2	環境目標及び目標達成状況	☒ 総量での比較では達成できた項目が多いですが、売上当たりでは未達が多くなりました。
	3	環境活動計画及び取り組み実施状況	☒ 別紙計画書参照。継続して取り組みます。
	4	環境関連法規要求一覧及び遵守状況	☒ 記録に記載いたしました。
	5	外部コミュニケーション・対応記録	☒ 特に問題ありませんでした。
	6	問題点の是正・予防措置の実施状況	☒ 特に問題ありませんでした。
	7	取引先、業界、関係行政機関、その他の外部動向	☒ 特に問題ありませんでした。
	8	その他()	☐

2・代表者による全体評価・見直し指示

Iエネルギー量、廃棄物量共に6～10％減少しているが、それ以上に売上高の落ち込みが17％減と大きく売上高に対する低減率では未達になっている。要因として、2014年度の期初にハブ部品とバルブケーシング部品の設備を引佐、都田相互に移管したのが売上高に影響しており、更に設備数や稼働時間の違いもあり今回の結果となっている。

今回の結果からは正しい評価は得にくいと考える。また2015年度も都田工場では新規部品の導入も迫っており、売上高による低減効果は判断しにくい。

同一条件下での評価となると、受注・生産に苦慮している現状では無理であり、安定的な受注・生産確保が期待できる2016年度以降に再評価したい。

2015年6月24日新日本ホイール工業株式会社

代表取締役 大田 義雄

見直し項目		変更の 必要性	「有」の場合の指示事項等
1	環境方針	有・ 	
2	環境目標	有・ 	
3	環境活動計画(改善活動計画)	有・ 	
4	環境に関する組織	有・ 	
5	その他のシステム要素	有・ 	
6	その他(外部への対応)	有・ 	

Ⅹ 新日本ホイール工業株式会社 取組事例



⇒期初の朝礼で、
社長より環境方
針等の再度確
認

環境方針

新日本ホイール工業(株)は

事業活動をふまえて地球環境の保全に必要な組織
と仕組みを構築し、関係する各種法規制等の遵守
はもとより、目的を定めて継続的な改善に努めます。

目的

1. **グリーン調達・グリーン購入の推進(追加項目)**
2. 環境負荷物質の使用削減
3. 省エネルギーの促進
4. 省資源化の促進
5. 環境負荷物質の使用削減

改定日:平成26年 1月 1日



⇒年1回緊急異
常事態対応訓
練を実施(今年
度は工場内で油
等流出の対応)
訓練
2015.1.30



← 年1回防災
訓練を実施
(今年度は地震
発生→避難訓練
放水訓練)

→産業廃棄物処
理業者へ年1回
実地確認
2015.3.17・24



←年末の大掃除
にエアコンフイ
ルター清掃・蛍光
灯拭き等実施
2014.12.28

→定期的に工場
内及び近隣道路
の草取り・落ち
葉拾い・ゴミ拾い
等実施
月 2回程度

